



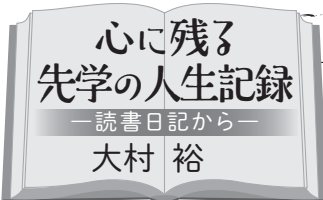
Archaeological Laboratory, Co., Ltd.

アルカ通信

ARUKA Newsletter

NO.233
2023.2.1

*考古学研究所(株)アルカは石器と縄文土器・土製品等の実測・整理・分析を強みにバックアップする企業です。



第32回

向谷 進『考古の巨星 —末永雅雄と榎原考古学研究所—』 (文藝春秋 1994年)

本書は「考古学の天皇」と呼ばれた末永雅雄博士(1897～1991)の伝記である。著者は考古学とは無縁のノンフィクションライターであるという。「考古学者・末永雅雄」の姿だけではなく、家族や隣近所の住民から見た末永の実像を描いている点で、興味深い読み物となっている。ちなみに末永には、自らの研究史を振り返った『考古ものがたり』(読売新聞社 1976年)や『日本考古学への道』(雄山閣 1986年)等がある。前者は、末永の貴重な体験談や学問への思いが語られ、恩師・濱田耕作の言行も紹介されている。後者は末永による縄紋式・弥生式・古墳時代、およびそれ以後の遺跡・遺物に関する調査・研究概要が記述されている。共に学史研究上重要な書籍であるが、自らの生涯を丁寧に語ってはいない。それで、今回は敢えて本書の方を取り上げる次第である。

末永雅雄は大阪府・狭山の素封家に一人息子として生を受ける。父親は温厚な趣味人、母親は、働きもので気丈な、学問に理解のある女性であった。後年、息子の考古学研究のために田畑を処分して大金をつぎ込むことに躊躇しなかったという。末永は、小学校において学業・品行共に優秀であったが、進路をめぐって両親との確執が生じた結果(末永は軍人になることを志望したのに対し、父親は医師となることを希望、母親は司法官になることを希望したという)、へそを曲げて上級学校にあえて進学せず、かねてから興味を懐いていた考古学の勉強を独学で取り組むことになったという。家が裕福であっただけに、上級学校に進学もせず、定職も持たずに気ままな日々を過ごしていても、両親から許されたのであろう。生涯学歴がなかったことを気に病まず、ゆったりとした雰囲気を持っていたのは、その育ちの良さが背景としてあったのかも知れない。少年時代、有職故実の大家・関保之助(29歳年上)や刀剣研究の高瀬真卿(42歳年上)に臆せず近づき、指導を受けているのは、そうした心のゆとりがあった故であろうか。

末永が本格的に考古学研究に取り組む足掛かりを得たのは1925(大正14)年であった。末永は、妻の榎枝の兄(京都帝国大学経済学部教授)を介して京都帝国大学考古学講座初代教授の濱田耕作に接見。京都帝国大学で勉強することを許可されたのであった。濱田は京都帝大の学生が考古学を専攻したいと申し出ると、決まって「他の専攻に進んだ方がよい」と答えていたというが、末永への対応は違った。それは末永が「時間と研究費と責任にとらわれない」立場にあるということを知ったからである。一方学生に対しては、卒業後生活が出来なくなることを懸念して、厳しい対応を取ったのだろう。無給の教室員となった末永の仕事は、だれも教室にいないときの電話番、講義のときの手伝い(講義に必要な本を考古学教室に取りに行く)だけであった。あとは、「雑事をしないで自分の勉強ばかりしていればよろしい。大学内で聴きたい講義があれば紹介するからどこへ行ってもよろしい」と

濱田から言われたという。まるで授業料免除の特待生ではないか。濱田は論文原稿の書き方、手紙の書き方にまで注文をつける細かいところがあるが、基本的に太っ腹で心優しい大人物であったので、末永は濱田に対し、人物・学問両面で心から敬服していたようだ。

1927(昭和2)年、末永は濱田の命により、奈良県庁の考古学担当嘱託となる。京都帝大による大和地方での考古学研究の「布石」としての役割を担ったのである。手始めに円照寺墓山第1号古墳(奈良市山町所在)の調査に従事したが、そこは、既に土取り工事によって一部が破壊され、おびたしい鉄製品が既に出土していた。バラバラに崩れた鉄製品の破片は、研究の対象と見做されることは稀で、どこの博物館や大学の研究室に行っても発掘当時のまま一括して倉庫に積んである状態であった。末永は、鉄工所の職人の協力を得ながらこれらの錆びついた鉄製品のパーツを継いで、短甲の全形を復元することに成功したのであった。今まで誰も試みることがなかった、大変根気のいる作業を末永は黙々とこなしたのである。この仕事を契機に武具の研究が末永のライフワークの一つとなる。

末永の人生訓として「常歩無限」という言葉がある。「常歩」とは、馬がスタートするときの最初の歩度のことで、ゆったりと進む状態を指す。息が切れないので、いつまでも同じペースで進むことが出来る。末永の考古学人生はまさに「常歩無限」であった。濱田の在り世中、末永は戦前では考えられないような大規模な発掘に従事している。石舞台古墳の発掘では合計2か月半、唐古遺跡(弥生式)では延べ約80日間、奈良県宮瀧遺跡(縄紋・弥生、奈良～平安)の発掘では13年間(末永1986では「断続的に約10年」とある)も調査を黙々とこなしたのであった。傍ら、ライフワークともいべき鉄製品の研究の一部をまとめ、『日本上代の甲冑』を岡書院から上梓、濱田の推薦で帝国学士院賞を受賞する。濱田はこの本を学位請求論文として京都帝大に提出するよう懇請するが、末永は先輩の梅原末治らを差し置いて先に学位を取得するのは遠慮したいと申し出たのであった。皮肉なことに、後年改めて京都大学に学位請求論文の提出を試みた折、梅原はこれを認めなかったという。結局博士の学位は、1948年に龍谷大学から受領することになる。この時50歳。ちなみに関西大学の教授となるのは実に54歳の時であった。

このように、「常歩無限」の精神は常により結果を生むとは限らないが、そうした辛酸を飲み込む度量が末永にはあった。目先の利害に捉われないこと、性急に成果をあげようと焦らないこと、虚勢を張らないこと、長幼の序を守り、師や先人・先学への礼節を守ること。こうした末永の生き方が、学界や政・官界、地域社会の信用を勝ち取ったのだと思われる。そして、「小人」の私にも強く反省を迫っているように思われてならないのである。

*巻頭連載は隔月です。次回は鈴木正博さんです。

目次

■心に残る先学の人生記録 —読書日記から— (第32回)	大村 裕 …1	■リレーエッセイ マイ・フェイバレット・サイト (第226回)	両角太一 …3
■考古学の履歴書 考古学とともに歩む (第7回)	山本暉久 …2	■考古学者の書棚「考古学のための法律」	伊東はるか …4

考古学の履歴書

考古学とともに歩む(第7回)

山本 暉久

7. 大学での考古学 その4

戦後生まれの、いわゆる「団塊の世代」として忘れられないことがある。それは、入学した翌年の1966(昭和41)年1月ころから始まる「学園闘争」(世間一般では、「大学紛争」と呼ぶ)が、早稲田大学を皮切りに全国の学園へと広がりを見せ、学生たちによる無期限ストライキや学園封鎖などが吹き荒れた時代のことである。私はちょうどそのまっただ中で大学・大学院生として過ごすことになった。早稲田大学では、のちに「早稲田をゆるがした150日」と呼ばれる、学費値上げに反対し、新・学生会館建設に伴い学生の自治権獲得を目指した「学費・学館闘争」と呼ばれる無期限ストライキが、1966年1月~6月にかけて行われ、まともに授業が開かれなくなり、定期試験も何度か実施不能に陥った。私も、多くの学生たちがそうであったように、少なからずこの「闘争」に参加することとなった。この過程で、この「闘争」に積極的に加わる者や、それに反対する者、傍観する者などを生み出し、学生間で内部対立が激化し、心に大きな傷跡を残すこととなった。考古学の世界にも、それが大きな影を落とすこととなったことはいうまでもない。あのころは「熱気」といってしまえばそれまでだが、そうした大きな「うねり」のなかに誰もが巻き込まれた時代であった。私自身は、批判されてしまうかもしれないが、この「闘争」には終始中途半端な関わり方でしかなかった。それは何故か? やはり、考古学を学ぶために大学に入学したことが自分の心のなかに大きな割合を占めていたことではなかったかと思う。その当時「考古学とは何か、何のために考古学を学ぶのか」と問われ続けたが、「考古学が好きだ」という感情が変わらぬ自分がそこにいたのである。

話を考古学に戻そう。大学1年生の1966年3月末、櫻井清彦先生・平野五郎先輩による愛知県北設楽郡設楽町神田中向遺跡の調査に参加した。奥三河地方と呼ばれる山深い地の縄文時代晩期の遺跡で、その成果は「古代第47号」(1966.9)に報告されている。

ところで、自分の発掘人生を振り返ると、さまざまな遺跡調査に関わったが、いくつもの印象的な感動を覚えた発掘がある。これから、現在に至るまでのそうした遺跡調査のエピソードを交えて筆を進めていきたいと思う。したがって、私が参加した遺跡の調査すべてについて触れることは略したい。その第一番目として、大学2年生になった1966年5月に行われた東京都八王子市狭間遺跡の調査をあげてみたい。櫻井清彦先生の指導のもと、岡田

田威夫先輩が中心となって行われた調査で、後に「環礫方形配石遺構」と呼ばれる縄文後期の特異な遺構が初めて検出された。十文字に設定されたトレンチ内から夥しい焼土が真っ赤に検出され、それを覆うように上面から配石が認められた。はじめは一体何なのかわからな

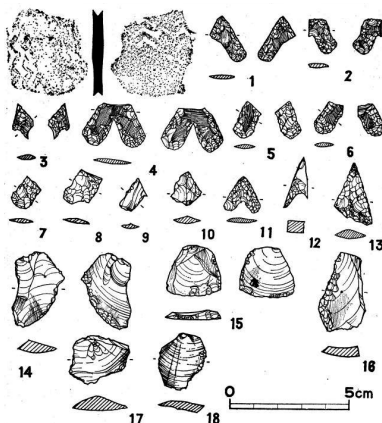
かったが、調査区を拡張しつつ調査を進めたところ、方形の竪穴プランと柱穴群が検出され、壁際に沿って、小礫群が方形・帯状に配置されていることが判明した。加曽利B1式土器が出土したことから、縄文後期中葉の遺構と判断された。調査が押せ押せとなって、暗闇が迫るころ、中央部に検出されていた多量の焼土・灰が堆積した落ち込み(炉址と思われる)を懐中電灯で照らしながら調査したところ、白色を呈した夥しい焼獣骨片が検出された。なにしろ真っ暗闇のなかで、懐中電灯を照らして調査したわけで、その時はなんだかよく判らなかつたが、調査後、焼獣骨を鑑定していただいた直良信夫先生によると、人骨片(歯)も含まれるとのことであった。この独特な遺構は、ほぼ同じ頃、東名高速道路建設に伴う伊勢原市三ノ宮・下谷戸遺跡の調査でも検出され、続いて鎌倉市東正院遺跡や伊勢原市下北原遺跡からも発見され、調査を担当した鈴木保彦さん(日本大学芸術学部教授)が、三上次男先生の命名によるとして、「環礫方形配石遺構」と呼称するようになった。ただ残念ではあるが、今日まで報告書が刊行されずにいる。その理由は、恥ずかしながら、調査期間が短く、方形に巡る小礫群の詳細な平面図をとる時間の余裕がなく、やむを得ず、小礫に沿ってメジャー(巻き尺)を沿わせて写真撮影して、そのスケールを頼りに後で作図するつもりでいたところ、写真を焼き付けてみたら、メジャーの目盛りがすべて白く飛んでしまっていて、それが不可能になってしまったのである。

この年の夏休み期間中は、発掘調査の連続であったが、8月12~16日にかけて、長野県南佐久郡川上村梓山二本木遺跡の調査に参加した。この調査は、櫻井清彦先生と岡田威夫先輩が中心となって行われたもので、遺跡から鍬形鍬が検出されたことにより注目され調査が実施されることとなった。千曲川最上流の標高約1,500mの高地にあり、中央本線小淵沢駅経由で小海線信濃川上駅を下車、川上村梓山公民館を宿舎として、遺跡に行くには、途中まで車で向かい、あとは登山で現地に向かった。三国峠に向かう中腹に遺跡があった。トレンチによる調査で、第IVトレンチから早期の帯状施文された山形押型土器とともに、黒曜石製局部磨製の鍬形鍬が出土して注目された。その成果は「古代第48号」(1967.3)に報告されている。掲載された石器図面(図面参照)は同期の大脇潔くん(近畿大学教授)の手により作図・トレースされたもので、彼のトレース技術の見事さに感嘆したものである。夜、ランプの下、懐中電灯を照らして石鍬を実測したことがなつかしく思い出される。

※前回第6回を「5.」としたのは「6.」の誤りで、訂正します。

略歴	
1947年3月	新潟県東蒲原郡鹿瀬町(現・阿賀町)生
1965年4月	早稲田大学第一文学部史学科國史専修
1970年4月	早稲田大学大学院文学研究科修士課程
1973年4月	神奈川県教育庁社会教育部文化財保護課
1978年5月	日本考古学協会員
1985年4月	神奈川県立埋蔵文化財センター
1990年4月~1998年3月	早稲田大学第一文学部非常勤講師
1997年4月	財団法人かながわ考古学財団
2001年4月~2002年3月	昭和女子大学・同大学院非常勤講師
2001年11月	早稲田大学大学院文学研究科 博士(文学)
2002年4月	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
2003年10月	第4回宮坂英次記念 尖石縄文文化賞受賞
2010年9月~2017年3月	駒澤大学大学院人文科学研究科非常勤講師
2017年3月	昭和女子大学定年退職・名誉教授 現在に至る

隔月連載です。次回は工業普通先生です。



▲二本木遺跡出土遺物

リレーエッセイ

マイ・フェイバレット・サイト 226

夕立遺跡 ～長野県茅野市

両角 太一

ここでは、筆者が卒業研究で扱った茅野市夕立遺跡の概要とその意義について述べたい。

遺跡の立地と環境

茅野市夕立遺跡は、長野県茅野市泉野上槻木地区に所在する旧石器時代遺跡である。ハヶ岳西麓中央部の裾野にあり、主流である柳川と鳴石川の合流部の右岸段丘上に位置している。標高1145mを測る。ハヶ岳西麓の裾野には必従河川による直線的で深い溪谷が放射状に形成され、縄文時代には国特別史跡である尖石・与助尾根遺跡をはじめとした居住域が展開し、中・近世まで狩場としても利用されていた。柳川を臨む台地上には馬捨場遺跡や上見遺跡など小規模ブロックを形成する狩猟に伴う居住地的な性格を有する旧石器時代遺跡が点在しており、夕立遺跡もこうした柳川流域の遺跡密集地帯に含まれる。

夕立遺跡から直線距離で約8.5kmの山中には冷山を代表とする黒曜石原産地をひかえ、その直下には渋川遺跡群が展開している。

調査経過

概要報告書(茅野市教育委員会1993)によると、夕立遺跡は、1992年県営園場整備事業の進展に伴う記録保存のための発掘調査が行われた。5月から発掘調査が開始され、黒色土中からは縄文時代の遺物がわずかに出土したのみであったが、漸移層からローム層にかけて大量の旧石器が出土した。そのため、当初の作業量を大幅に超え、調査期間の後半には夜間作業を行わねばならない状況となった。調査は同年11月に終了し、翌年3月に概要報告書が発行された。その後、馬捨場遺跡の発掘調査報告書において夕立遺跡のテフラ分析が合わせて行われ、石器包含層はAT降灰層準よりも上位に位置していることが明らかとなっている(河西2002)。出土資料は、これまで企画展などで度々公開される機会はあったものの、その多くが未報告資料であったことなどから、2021年4月より筆者による再整理作業を開始した。なお、実測を進めている資料は発掘調査者が抽出した無加工のチップやフレイク類を除く資料群である。この成果と須藤隆司氏(明治大学黒曜石研究センター)による黒曜石原産地分析の結果を含めた中間報告が2023年3月発行予定の明治大学黒曜石研究センターの研究紀要『資源環境と人類』に掲載予定となっている。

出土石器

夕立遺跡は原産地直下の遺跡ではないものの、出土石器総数約14000点に及ぶ大規模石器製作跡を伴うという性格を有している。概要報告書によると24ヶ所ほどの石器集中部に加え、3基の礫群が見いだされている。

筆者の分類によると出土石器は、両面・片面加工の木葉形石器、周縁・部分加工のある剥片石器、石核、石刃、削片、そのほか大量の剥片類から構成される。ハンマーは未検討である。

研究者によって分類基準が異なるが、筆者による暫定的な石器群の内訳を示すと、両面・片面加工の木葉形石器は、楯

状剥離痕のある石器47点(完形10点、未成品37点)、片面加工石器13点、亀甲形の両面加工石器7点、両面加工石器90点である。

周縁・部分加工のある剥片石器は、石刃やポイントフレイクを用いた尖頭形石器と、一側縁に搔器状加工のある石器、錐状の突出部のあるものや、平坦加工による二側縁加工尖頭器などである。

石核は、打面調整のある周縁型のもので、石刃や剥片生産を目的とするものが11点ある。いずれも長径5cm程度と木葉形石器の素材とするには小さく、中・小型の石刃や剥片生産を意図したものである。また、両面加工石器の折れ面から石刃を連続的に剥離したものの、石核と尖頭器未成品が接合したものなどがあり、原石の分割から剥片生産と木葉形石器製作の素材が適宜選択されていたと指摘されている(茅野市教育委員会1993)。

石刃には、頁岩やホルンフェルス、玄武岩を用いた長径8cm前後の石刃が10点近く見られ、特に頁岩製のものは打面調整があり、両側縁がほぼ平行する優れた形態のものが含まれる。

剥片には水晶や流紋岩を用いた尖頭形剥片が含まれる。

石器の多様性とその意義

技術論として、夕立遺跡出土石器の形態的なバリエーションのあり方は、男女倉遺跡群出土石器と類似性が高いと言える。森嶋による「男女倉技法」提唱は、このような混沌たる石器群様相の解明へ向けた試みであったことが伺われる(森嶋1975・1978)。夕立遺跡出土石器は、森嶋による解釈モデルの有効性を再評価するものであり、両面加工尖頭器出現期の技術構造について再検討を促すものである。

今後、石器の製作技術・機能・空間配置、遺跡形成コンテキストなどの分析を通じて、社会・文化を生き生きと描き出したいと考えている。

おわりに

私が小学生の頃、畑で拾った矢尻を学校近くのコミュニティセンターへもっていくと、これは何千年前のものだと詳しく教えてくれる職員の方がいた。卒論執筆にあたり、その方がかつて夕立遺跡の発掘にあたった調査担当者であったことを知ったが既に退職されて長かった。2022年12月、私は十数年ぶりにその方と再会することができた。私の実測図を見て、「立体的だからどこで出たものかすぐに思い出せたよ」と30年前の発掘当時のことや自身の考えを熱く話してくれた。私は考古学をやってきてこれほど嬉しい経験ははじめてだった。そして語られた内容は資料だけを見ていた私にとって新鮮かつ驚くべきものであった。このエッセンスを掴み、今後の研究に活かしていきたいと思う。

引用文献:

- 河西 学 2002「第1節 茅野市馬捨場遺跡のテフラ分析」『長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書58 馬捨場遺跡』141-147頁
茅野市教育委員会 1993「夕立遺跡 ―平成4年度県営園場整備事業槻木地区に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査概要報告書―」
森嶋 穂 1975「第2節旧石器文化の中から」『男女倉』和田村教育委員会 169-173頁
森嶋 穂 1978「男女倉技法の周辺」『中部高地の考古学』長野県考古学会 26-47頁

* 次回のマイ・フェイバレット・サイトは吉村璃来さんです。

考古学者の書棚

「考古学のための法律」

久末弥生 著／日本評論社(2017)

伊東 はるか

はじめに

考古学を仕事として扱うようになり、改めて勉強する必要になったのが考古学に関連する法律であった。現在、行政にて文化財一般に関連する仕事に就いているが、お恥ずかしながら就職するまでは、考古学に関連する法律をそこまで読み込んだことがなかった。もちろん存在は把握していたし、内容も知識としては知っていた。しかし、所詮は「知識」だけであったのだ。いざ就職をし、実際に使う身となって初めて、考古学や文化財に関する法律の内容を正確に把握し「理解」することや、その重要性に気がついたのである。それではいざ、関連する法律を読み込もうと考えたとき、文化財保護法でさっそく挫折した。初歩の初歩であるこの法律でさえ、もとより法律や法令に馴染みがなかった身としては、全くといっていいほど頭に入ってこなかった。最初は、埋蔵文化財の箇所だけでも完遂しようと思い読み込んだが、驚くほど読むのに時間がかかる。これでは実務に活かせないと思っていた矢先に出会ったのが本書である。

本書は、考古学に関連する法律の概要や解説に加え、現行法の課題や著名な判例、海外の法律などを交えて論じている。現行法の課題が示されているため、会議などで論点となりやすい部分がおのずと見えてくる。また、課題の根本的な原因となっているところも検討されているため、その法律の核を捉えて理解することができる。なにより、業務上問題となりやすい部分や問い合わせを受ける機会が多い部分がおさえられており、購入から数年を経た現在でも参考にさせていただいている。このような経緯があり本書を選ばせていただいた。

第1章から第3章について

本書は、第1章から第6章までの章立てとなっており、内容は第1章から第3章、第4章から第6章に大きく分けられる。第1章は「考古行政と法律」と題し、文化財行政の基礎となっている文化財保護法や文化財保護の歴史について解説している。制定に至るまでの流れからは、当時の世論や社会の状況が窺え、現行法の核となっている部分を把握することができる。法律を知る上でポイントになるのが、現行法は当時の文化財が直面していた問題を解決するためのものである、という点である。法律の背景を理解することで、ただの文字の羅列から意味のある文言へと変わっていくのである。さらに、当時の状況を知ることで、現在との状況の違いを認識することができ、今後の課題が炙り出されてくる。第2章は「発掘調査と法律」と題し、埋蔵文化財行政を行っていく上で誰もが直面するであろう、調査費用負担や埋蔵文化財包蔵地について、それぞれの根拠となっている部分が示されている。特に調査費用の原因者負担については、どんなに調査が少ない自治体の担当者でも1度はぶつかる壁ではないだろうか。発掘調査が少ない自身の職場においても、年に数回は原因者負担の説明に頭を抱えている。何度も言われるのが、「法律に明記されていない」ということである。では、この原因者負担の根拠はどこにあるのか、慣行とはなんなのか、そもそも「原因者負担」とはなんなのか、

本章ではこれらのポイントをまとめて解説している。本章は決して長い記述内容ではないが、大変参考にさせていただいている部分である。第3章は「遺物・遺跡と法律」と題し、発掘調査で検出されるものの帰属について論じられている。本章で大変興味深かったのが、遺失物法の「埋蔵物」についての記述である。調査などで出土した遺物は、拾得物として警察に届け出をおこない、文化財保護法が適用される文化財であると認定されれば自治体へ管理の権限が移管されてくる。その手続きの根拠となっている民法上の「埋蔵物」は、埋蔵文化財と同義ではないというのである。埋蔵物は、基本的に所有者がいると考えるのに対し、埋蔵文化財は所有者が特定されることが少なく、現在に相続されるべき人物がいるものではない。所有者がいないものに関しては、民法上の分類だと「無主物」にあたる。法律で示されている限り、埋蔵文化財は埋蔵物に分類されるものではあるが、民法という所有者の有無を重視する法律との矛盾のようなものを内包していることは、本書を読まなければおそらく知ることはなかったと思う。本書をとおして、普段行っている書類作業に、途端に意味付けがなされたような、不思議な面白さを感じることができた。このような全く知らない分野の新たな気づきにつながるころは、本書の魅力の一つである。

第4章から第6章について

第4章は「博物館と法律」と題し、博物館法の概要や博物館における保存と活用について記載されている。ここで興味をひかれるのが、海外での裁判例の紹介である。また、第5章では「考古遺産法制と都市計画」と題し、海外や日本における遺跡保護と都市計画の関わりについて説明されている。特に、今後の日本の法制と都市計画の関係性を考える際に、フランス同様、都市計画の中に考古遺産を位置づけていくという指摘は、開発メインではない「持続可能な社会」を考えるなかでは重要な指摘なのではないだろうか。第6章は「考古学資源と公有地」と題して、アメリカの考古関連法の概要と、これらの法から導かれる3つのポイントが論じられている。国外の事例は、国ごとに状況が異なるため直接反映させることはできないが、世界遺産やICOMOSなど世界と国内の文化財が影響しあう現代においては、現行法の課題や、今後の考古資料のあり方を検討するさいに、役立つ知識であると考えられる。

さいごに

本書は、上述したように考古に関する法律を網羅している書である。実務で参考になることは言うまでもないが、これから同業種に就職する予定の方や自身同様、法律の理解に苦慮している方にとって大いに参考になる本である。拙文で恐縮ではあるが、本書を手取るきっかけとなれば幸いです。

アルカ通信 No.233

発行日 2023年2月1日
 企画 角張淳一(故人)
 発行所 考古学研究所(株)アルカ
 〒384-0801
 長野県小諸市甲49-15
 TEL 0267-25-0299
 aruka@aruka.co.jp
 URL : http://www.aruka.co.jp